

# 一般社団法人 滋賀県公認心理師会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人滋賀県公認心理師会（Shiga Association of Certified Public Psychologists）と称する。

(目的)

第2条 当法人は、滋賀県内の公認心理師の連携を深め、技能及び資質の向上をはかり、これらを通して人々の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 公認心理師の資質と技能の向上のための研修会等の開催
- (2) 公認心理師の地位向上を図るための活動
- (3) 関係機関及び関連団体との連携と調整
- (4) 心の健康と福祉の保持増進に関する心理的支援等の活動
- (5) その他当法人の目的を達するために必要と認める活動

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、官報に掲載してする。

(機関)

第6条 当法人は、社員総会（当法人では会員総会と呼称する。）及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員

(会員)

第7条 当法人の会員は、公認心理師法（平成27年法律第68号）（以下、「法」という。）

第28条の規定により公認心理師の登録を受け、この団体の目的に賛同して入会した者とする。

② 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

#### （入 会）

第8条 当法人の会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

#### （経費等の負担）

第9条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

② 会員は、会員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### （任意退会）

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

② ただし、未納会費があるときは、それを全納しなければならない。

#### （除 名）

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により当該会員を除名することができる。

- （1）当法人の定款に違反したとき
- （2）法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- （3）その他、除名すべき正当な事由があるとき

#### （資格喪失）

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会したとき
- （2）会費の納入が継続して3年以上されなかったとき
- （3）除名されたとき
- （4）死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。
- （5）成年被後見人又は被保佐人になったとき
- （6）法第32条第1項又は第2項の規定により公認心理師の登録を取り消されたとき
- （7）法第33条の規定により公認心理師の登録を消除されたとき

#### （会員名簿）

第13条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる

事務所に備え置くものとする。

### 第3章 会員総会

#### (構成)

第14条 会員総会は、全ての会員をもって構成する。

② 前項の総会をもって、一般法人法上の会員総会とする。

#### (権限)

第15条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

#### (開催)

第16条 当法人の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第17条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故または支障があるときは、副会長がこれを招集する。会長と副会長の双方に事故若しくは支障があり、または欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により、他の理事がこれを招集する。

② 会員総会を招集するには、総会の日時及び場所並びに総会の目的である事項を示した書面又は電磁的方法をもって、総会の日1週間前までに、社員に対して通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、総会の日2週間前までにその通知を発しなければならない。

③ 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

#### (招集手続の省略)

第18条 会員総会は、会員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権

の行使を認める場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第19条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

- ② 会長に事故または支障があるときは、副会長が議長になるものとする。
- ③ 前項の場合において、副会長に事故若しくは支障があり、または副会長が欠けたときは、総会において出席会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第20条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第21条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(会員総会の決議の省略)

第22条 会員総会の目的である事項につき、理事又は会員が提案した場合において、その提案に会員の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第23条 会員は、当法人の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、会員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(会員総会議事録)

第24条 会員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印して、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 役員

(役員)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

- ② 理事のうち1名を会長とする。
- ③ 会員以外の理事のうちから、1名以上2名以内の副会長を置くことができる。
- ④ 会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第26条 当法人の理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- ② 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- ③ 監事は、当法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- ④ 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- ② 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、専らその業務を執行する。
- ③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故若しくは支障があり、または欠けたときに、あらかじめ理事会の定める順序によりその職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

- ④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- ⑤ 理事若しくは監事が欠けた場合又は第25条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第30条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、会員総会の決議によって定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に、理事会を置く。

- ② 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長がこれを招集し、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。
- ③ 前項の場合において、副会長に事故若しくは支障があり、または副会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により、他の理事がこれを招集する。
- ④ 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- ② 会長に事故または支障があるときは、副会長が議長になるものとする。
- ③ 前項の場合において、副会長に事故若しくは支障があり、または副会長が欠けたときは、理事会において出席理事のうちから議長を選出する。

(理事会の決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第36条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(職務の執行状況の報告)

第37条 会長及び会長以外の理事であって理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたものは、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会議事録)

第38条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事が署名又は記名押印して、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

② 貸借対照表は、定時会員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第42条 当法人は、各事業年度に係る事業報告書及び貸借対照表、損益計算書、並びにこれらの附属明細書を、定時会員総会の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第43条 当法人は、剰余金の分配をすることができない。

## 第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第44条 この定款は、会員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解 散)

第45条 当法人は、会員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 補 則

(実施細則)

第47条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

## 第9章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第49条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。